## 献血血液の研究開発等への使用に関する報告の概要

#### 1. 報告の趣旨

令和2年8月26日薬生血発0826第3号厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課長通知「「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第12条に規定する採血等の制限の考え方について」の一部改正について」別添の3.(2)エにおいて、「採血事業者又は血液製剤の製造販売業者は、血液製剤の製造に伴って副次的に得られた物等を使用し、又は提供した量、その使用目的等の使用状況について、年度毎に血液事業部会運営委員会に報告するものとする。」とされている(別添)。

### 2. 各企業の提供状況について

提供期間 : 令和5年4月1日~令和6年3月31日

提供件数 : 443件 (新規 46件、継続 397件)

#### 〇 日本赤十字社

合計: 429 件 (新規 39 件、継続 390 件) 外部: 275 件 (新規 39 件、継続 236 件) 内部: 154 件 (新規 0 件、継続 154 件)

#### ○ KM バイオロジクス株式会社

合計: 3件(新規1件、継続2件) 外部: 1件(新規1件、継続0件) 内部: 2件(新規0件、継続2件)

## 〇 日本血液製剤機構

合計:10件(新規4件、継続6件) 外部:5件(新規4件、継続1件) 内部:5件(新規0件、継続5件)

# 〇 武田薬品工業株式会社

合計:1件(新規0件、継続1件) 外部:0件(新規0件、継続0件) 内部:1件(新規0件、継続1件) 令和2年8月26日薬生血発0826第3号厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策 課長通知「「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第12条に規定 する採血等の制限の考え方について」の一部改正について」(抄)

(別添)

- 3. 製造の制限の例外
- (2) 血液製剤の製造に伴って副次的に得られた物等を原料とする場合

## 工 報告

採血事業者又は血液製剤の製造販売業者は、血液製剤の製造に伴って副 次的に得られた物等を使用し、又は提供した量、その使用目的等の使用状 況について、年度毎に血液事業部会運営委員会に報告するものとする。